

# 軽自動車税（種別割）の減免には申請が必要です

問 税務課 市民税係 ☎0952-75-2126



身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人が所有する軽自動車などのうち、一定の要件を満たす場合、軽自動車税（種別割）の減免が受けられます。

## ■申請の期限 5月31日(金)



◎お知らせ

### ◆減免の対象となる軽自動車など

- ①身体障害者などが自ら所有し、運転する車両
  - ②身体障害者などが運転し、生計を一にする人が所有する車両
  - ③身体障害者などの移動のために身体障害者などと生計を一にする人が運転する車両
  - ④身体障害者などのみで構成される世帯の身体障害者などを常時介護する人が運転する車両
- ※「生計を一にする人」とは、身体障害者などと原則同居し、生活の資を共にしている親族をいいます  
 ※普通自動車を含む自動車2台以上の減免、および福祉タクシー利用券との重複はできません

障害の程度（等級）により、減免の可否が異なります。くわしくは、市のホームページまたは税務課市民税係までお問い合わせください。

多久市では、令和6年4月1日より市内の市民活動団体の情報を多くの人に知っていただくことで、市民の活動参加へのきっかけ作りや団体活動の更なる充実を図れるよう、市民活動団体を登録制として団体をホームページなどで公開します。

令和6年3月31日までに受け付けが完了している団体には、市役所から登録申請書を送付していますので、令和6年6月30日までに提出をお願いします。また、新しく登録される団体は、市役所総合政策課または各町公民館に用意している登録申請書を記入の上、提出してください。



## 市民活動団体一覧の登録の案内

問 総合政策課 地域づくり係 ☎0952-75-2116



従量制	改定後	改定前
	18ℓにつき（18ℓ未満は18ℓで計算） 216円【237円（税込）】	18ℓにつき（18ℓ未満は18ℓで計算） 186円【204円（税込）】

### ■し尿処理手数料一覧

多久市のし尿処理手数料は、平成28年に改定後8年が経過しています。現在、くみ取りによるし尿処理は、物価高騰などによる物品・車輛等処理経費が増加しています。このため処理費用に見合ったし尿処理手数料となるよう、今回改定しました。今後も、市民のみなさんの生活環境向上に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 〜令和6年10月のくみ取り分から適用します〜

## し尿処理手数料の改定

問 環境課 生活環境係 ☎0952-75-16117

